

令和7年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱

令和7年3月27日

総合教育政策局長決定

1 趣 旨

文部科学省は、海外に出国する日本人学齢児童生徒の出国直後の教育に支障のないよう、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下「財団」という。）の協力を得て、学習に必要な小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用教科書を出国前に給与する。

2 給与事務協力機関

海外出国学齢児童生徒に対する教科書の給与事務を円滑に処理するため、文部科学省は、この制度の広報、申請書の受理及び教科書給与の事務等について、財団の協力を得るものとする。

公益財団法人海外子女教育振興財団

〒105-0002

東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

TEL (03) 4330-1341

3 給与対象期間

給与対象とする期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 給与対象者

給与対象者は、令和7年度において、海外に1年以上在留することを予定し出国する日本国籍を有する学齢児童生徒（令和8年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が令和7年12月以降である者を含む。）で、その保護者から出国後の学習に必要な教科書の給与を希望する旨の申請があった者とする。

特別な事由があると文部科学省が認めるときには、上記の定めによらないことができる。

5 給与教科書

給与教科書は、小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書とし、次の（1）から（5）までの定めるところによる。

（1）給与する教科書の種類（発行者名、教科書名等）は別表「令和7年度在外日本人児童生徒用教科書一覧」のとおりとする。

（2）ただし、給与しようとする教科書が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、すでに国内において給与対象者に給与されている場合は、これを給与教科書から除くものとする。

る。

(3) 給与対象者の海外在留地到着予定日が令和8年3月1日以降の場合は、令和7年度使用教科書を給与教科書から除くものとする。

(4) 永住する場合は、給与対象者から除くものとする。

(5) 教科書の入荷時期は例年、小学校後期（下巻）の教科書が6月中旬頃、小学校前期（上巻）及び中学校の教科書が11月中旬～12月上旬頃であるので、教科書の給与を希望する保護者は事前に財団に確認するものとする。

(6) 特別な事由があると文部科学省が認めるときには、上記の定めによらないことができる。

6 申請及び給与の方法等

(1) 教科書の給与を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、様式1-1

「海外出国学齢児童生徒用教科書（拡大教科書を含む）給与申請書」若しくは、様式1-2「海外出国学齢児童生徒用教科書（特別支援学校用）給与申請書」（以下「申請書」という。）に所要事項を記入し、財団に提出する。

申請に際しては、原則として、出国前に在籍していた小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む。）の校長の交付する「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を申請書に添付するものとする。

なお、当該給与証明書の添付が困難な場合、かつ給与対象者が国内において教科書給与を受けていない場合、当該給与対象者に教科書を給与していないことを証明するもの（教育委員会が交付した証明書（任意様式））を添付することにより、当該給与証明書に替えることができる。

(2) 財団は、申請書受理後、申請書及び添付書類を文部科学省へ提出する。

(3) 文部科学省は、教科書の給与を決定し、様式2「海外出国学齢児童生徒用教科書給与通知書」（以下「通知書」という。）を作成して、これに教科書を添付し、財団に交付する。

財団は、これを申請者に通知する。

なお、申請書の提出、教科書の受領は、郵送等によっても差し支えない。

ただし、拡大教科書の給与を希望する場合は、事前に財団へ連絡すること。

7 実施期間

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。